

平成 29 年

## 第 8 回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

## 第8回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 平成29年7月10日  
訓子府町招集通知の日 平成29年7月10日  
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1  
農業委員会開催日時 平成29年7月20日(木)午後3時30分  
農業委員定数 14名

### 出席委員

1. 坂本 稔 2. 上杉 三郎 3. 高城 美惠  
4. 林 浩幸 6. 武藤 一仁 7. 細川 孝雄  
8. 宮本 憲司 9. 寺町 昌恭 10. 長谷川喜代司  
11. 鎌田 勝子 12. 稲邊 文男 13. 石澤 和也  
14. 井幡 孝一

### 欠席委員

5. 中村 一博

### 署名委員

3. 高城 美惠 4. 林 浩幸

### 事務局職員

事務局長 中山 信也  
振興係長 今田 和則

### 提出議案

議案第1号 仮議席の指定について  
議案第2号 訓子府町農業委員会会長の互選について  
議案第3号 訓子府町農業委員会会長職務代理者の互選について  
議案第4号 議席の決定について  
議案第5号 議事録署名委員の指名について  
議案第6号 農地部会及び農政部会の委員の互選について  
議案第7号 各委員が担当する区域について

中山局長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第8回農業委員会を始めます。仮議長を選出するまで、農業委員会事務局長の中山が進行を務めさせていただきます。</p> <p>本日の総会は、新制度になりまして初会議になるため、町長から招集させてもらいました。農業委員会は会長が議長となり会議を進める規定でございますが、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、「議長が職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行う」ことになっていることから、出席委員のうち、稻邊文男委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>——異議なしの声——</p>
中山局長 臨時議長 (稻邊委員)	<p>それでは、稻邊委員議長席へお願ひいたします。 稻邊でございます。</p> <p>年長者ということで臨時議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員の確認をいたします。事務局お願いします。</p>
中山局長 臨時議長	<p>本日の出席委員は13名の出席であります。中村委員から本日体調不良のため欠席する報告がありました。</p> <p>報告のとおり、13名の委員が出席しており、本日の総会は成立しております。ただいまから、平成29年第8回農業委員会総会を開会し、これより会議に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、お手元に配布しました議案により進めたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。</p>
臨時議長	<p>——議案第1号——</p> <p>議案第1号、議事の進行上、仮議席を指定いたします。 仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。</p>
臨時議長	<p>——議案第2号——</p> <p>議案第2号「訓子府町農業委員会会長の互選について」を議題とします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と定められていますが、互選の方法について、お諮りいたします。</p> <p>これまでの経緯も踏まえて、「選考委員による指名推薦」はいかがでしょうか。</p>
高城委員 臨時議長	<p>ただいま、高城委員より「選考委員による指名推薦」の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。</p>

	<p>——異議なしの声——</p> <p>異議なしと認め、互選の方法は「選考委員による指名推薦」によることに決定しました。</p> <p>それでは、選考委員の選出方法について、お諮りいたします。</p> <p>今回、地域からの推薦では、町内大きく4地区を目安として選出しております。ですから各地区的最年長者を選考委員としてはいかがでしょうか。</p> <p>つまり、川北東地区から宮本委員、川北西地区から石澤委員、川南東地区から井幡委員、川南西地区から稻邊委員を選出したいのですが、稻邊委員は仮議長でありますので、川南西については上杉委員がよろしいかと思いますが。</p> <p>ただいま、高城委員より町内4地区に分け宮本委員、石澤委員、井幡委員、上杉委員を選考委員として選出してはいかがですかとの発言がありましたが、これにご異議ありませんか。</p> <p>——異議なしの声——</p> <p>異議なしと認め、宮本委員、石澤委員、井幡委員、上杉委員の4名を選考委員と選出することに決定しました。</p> <p>それでは選考委員会を開催するため、暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p> <p>(再開)</p> <p>それでは、会議を再開します。</p> <p>選考委員会の結果について、代表の方から報告をお願いします。</p> <p>ただいまの選考委員会において、私が選考委員長に推薦されましたので、私から選考委員会の結果を報告させていただきます。</p> <p>会長職の選考に当たり慎重に協議をした結果、これまで5期務められ、農業委員の経験も豊富であり、これから農業委員会をまとめていくために坂本委員に会長職をぜひお願いしたいという判断に至りましたので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>お諮りいたします。ただいま、選考委員から坂本委員を会長に推薦する旨の報告がありましたが、これにご異議ありませんか。</p> <p>——異議なしの声——</p> <p>異議なしと認め、訓子府町農業委員会会長に坂本委員が選出されました。それでは、会長に選出された坂本委員からごあいさつをいただきます。</p> <p>ただいま皆様方より、温かいご支援とご推挙をいただきまして、訓子府町農業委員会の会長という要職を担うことになりました、身の引き締まる思いでいっぱいです。</p> <p>一昨年から農業委員会等に関する法律が改正され、委員の選出方法が従来の公選制から、町議会の同意を得まして町長が任命することになり、先ほど私を含め14名の委員の皆様が農業委員として就任されました。</p>
臨時議長	
高城委員	
臨時議長	
臨時議長	
宮本委員	
臨時議長	
臨時議長	
坂本会長	

坂本会長	<p>農業委員会の業務につきましても従来の農地法関連業務に加えまして、農業委員会業務の重点化として、担い手農家に農地を集積・集約化すること。遊休農地の解消と発生防止、新規参入の促進などが必須業務となりました。</p> <p>これから農業委員会の役割と責任を果たすべく誠心誠意を持って頑張りたいと思いますので、ご支援、ご支持、ご協力をよろしくお願ひいたします。</p>
臨時議長	<p>一満場の拍手</p> <p>会長が決定しましたので、私の職務を終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで議長を交代します。坂本会長、議長席へお願いします。</p>
議長 (坂本会長)	<p>一議長交代</p> <p>稻邊委員、大変お疲れ様でした。それでは、代わりまして私が議長を務めさせていただきます。</p>
	<p>——議案第3号——</p>
議長	<p>議案第3号「訓子府町農業委員会会长職務代理者の互選について」を議題といたします。</p> <p>互選の方法について、お諮りいたします。</p>
高城委員	<p>会長選出の選考と同じように、「選考委員による指名推薦」でいかがでしょうか。</p>
議長	<p>ただいま、高城委員より、「選考委員による指名推薦」の発言がありました、これにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>——異議なしの声——</p> <p>異議なしと認め、互選の方法は「選考委員による指名推薦」によることに決定いたします。選考委員につきましては、先ほど会長選出の際の委員でいかがでしょうか。</p>
議長	<p>——異議なしの声——</p> <p>異議なしと認めます。</p>
	<p>それでは選考委員会を開催するため、暫時休憩します。</p>
	<p>(休憩)</p>
	<p>(再開)</p>
議長	<p>それでは、会議を再開します。</p>
宮本委員	<p>選考委員会の結果について、代表の方から報告をお願いします。</p> <p>ご報告いたします。選考委員会において会長職務代理者には上杉委員を推薦することに決定しましたので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。ただいま選考委員から上杉委員を会長職務代理者に推薦する旨の報告がありました、これにご異議ありませんか。</p>
	<p>——異議なしの声——</p>

議長	異議なしと認め、訓子府町農業委員会会長職務代理者に上杉委員が選出されました。選出された上杉委員、ごあいさつをお願いいたします。
上杉代理	議席で失礼させていただきます。ただいま、ご紹介いただきました上杉でございます。何分にも初めての職務なので、坂本会長のもと、委員の皆様のご協力、ご支援をいただきながら務めさせてもらいますので、よろしくお願ひいたします。
<b>——議案第4号——</b>	
議長	議案第4号「議席の決定」を議題といたします。 現在、ご着席の席は仮の議席でございますが、議席の決定を行います。
	議席につきましては、訓子府町農業委員会議規則第7条第1項の規定により、「任命後の最初の会議のとき抽せんで定める」とされております。
	これより、くじ引きによる議席の決定を行います。方法は、ただいまご着席いただいております順にくじを引き、その結果を議席といたします。又、会長及び会長職務代理者の議席については、会議の運営上それぞれ1番と2番とさせていただきたいと考えます。
	お諮りいたします。ただいま、説明申し上げた方法により議席を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
<b>——異議なしの声——</b>	
議長	異議なしと認めます。それでは、事務局、くじ引きを行ってください。
中山局長	議長から説明があった方法により仮議席番号順にくじ引きをお願いします。
<b>一くじ引きを行なう—</b>	
議長	それでは、報告願います。
中山局長	1番坂本委員、2番上杉委員、3番高城委員、4番林委員、5番中村委員、6番武藤委員、7番細川委員、8番宮本委員、9番寺町委員、10番長谷川委員、11番鎌田委員、12番稻邊委員、13番石澤委員、14番井幡委員であります。
議長	議席が決まりました。それぞれ、指定の議席への移動をお願いします。
<b>——議案第5号——</b>	
議長	議案第5号「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。議長指名とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	——異議なしの声——
議長	異議なしと認めます。議事録署名委員は3番高城委員、4番林委員を指名いたします。
	——議案第6号——
議長	議案第6号「農地部会及び農政部会の互選について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします
中山局長	訓子府町農業委員会會議規則第19条で「農地部会及び農政部会を置き」、第2項で「部会の委員は、委員会において互選」することになっております。第3項は「部会長は部会の委員のうちから選任」する。第4項では「いずれかの部会に属する」こと。第5項は「会議は部会長が招集する」こと。第6項は「部会長の事故があるときは、あらかじめ定めた者が職務を代理する」ことに規定しております。
	従いまして、委員の互選においては、委員会において、それ以降の部会長の選任などは部会において決定することになります。なお、これまでの経過から、会長職務代理者が農政部会に属し農政部会長を兼ねることとし、農地部会長は、農地移動適正化あっせん審議会会长、農地部会長の職務を代理する者が農地移動適正化あっせん審議会副会長を兼務する方法が、今後の部会運営が効果的に図れると考えておりますので、委員の皆様のご了解をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局から説明があった、会長職務代理者が農政部会に属し農政部会長に、農地部会長は、これまでの農地移動適正化あっせん審議会会长、農地部会長の職務を代理する者が農地移動適正化あっせん審議会副会長を兼務することにご異議ありませんか。
	——異議なしの声——
議長	異議なしと認めます。なお、農地移動適正化あっせん審議会については、これまでの経過から、全員が出席し審議していきたいと考えております。
石澤委員	これまで、ご説明申し上げたように、各部会の委員を互選しなければなりませんが、互選の方法についてお諮りいたします。
	これまでの経過があると思いますので、会長と会長職務代理者に一任してはいかがでしょうか。
議長	石澤委員から、会長と会長職務代理者に一任するご意見がありましたが、他に意見ありませんか。
	——意見なしの声——
議長	部会の委員の互選については、会長と会長職務代理者に一任することでご異議ありませんか。
	——異議なしの声——
議長	異議なしと認めます。 それでは、委員を互選するため、暫時休憩します。

	(休憩) (再開)
議長 上杉代理	<p>それでは、会議を再開します。</p> <p>部会の委員を会長職務代理者から発表させます。</p> <p>部会の委員について発表いたします。</p> <p>まず、農地部会は林委員、宮本委員、寺町委員、長谷川委員、稻邊委員、石澤委員、鎌田委員、坂本会長。農政部会は高城委員、中村委員、武藤委員、細川委員、井幡委員、鎌田委員、坂本会長、最後に私上杉となります。</p> <p>なお、部会の公平を期すため中立委員である鎌田委員と坂本会長は両部会に属すことといたします。</p>
議長	ただいま、会長職務代理者からの発表のとおり各部会の委員としたいのですが、ご異議ありませんか。
議長	——異議なしの声——
議長 長谷川委員	<p>異議なしと認めます。</p> <p>続いて、それぞれの部会に分かれ、部会長と職務を代理する者を選出し報告してください。農政部会は部会長の職務を代理する者、農地部会は部会長と部会長の職務を代理する者となります。なお、農政部会はこの会場で、農地部会は隣の会議室2を使用してください。</p> <p>部会が行われている間、委員会は暫時休憩します。</p>
議長 上杉代理	(休憩) (再開)
議長 上杉代理	会議を再開します。はじめに農地部会から報告してください。
議長 上杉代理	農地部会の部会長は私長谷川、部会長の職務を代理する者は石澤委員が選出されました。
議長 上杉代理	次に、農政部会、報告をお願いします。
議長 上杉代理	農政部会の部会長は私上杉、部会長の職務を代理する者は細川委員が選出されました。
議長 上杉代理	ただいまの報告のとおり、各部会長と部会長の職務を代理する者が決まりました。
	——議案第7号——
議長 中山局長	<p>議案第7号「各委員が担当する区域について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>新制度においては、農業委員会に最適化推進委員を設置しなければならないこととされていますが、政令で定める基準に該当する市町村は、推進委員を委嘱しないことができることから、当委員会では推進委員を設置しないこととしております。この場合、農業委員会は各担当する区域を定めなければならないとされていることから、各委員の担当区域を定めるものでございます。</p>

議長	ただいま、事務局から説明があったように、各委員が担当する区域を定めなければなりませんが、その方法についてお諮りいたします。
石澤委員	この案件についても、これまでの経過があると思いますので、会長と会長職務代理者に一任してはいかがでしょうか。
議長	石澤委員から、会長と会長職務代理者に一任するご意見がありましたが、他に意見ありませんか。
	——意見なしの声——
議長	委員が担当する区域については、会長と会長職務代理者に一任することでご異議ありませんか。
	——異議なしの声——
議長	異議なしと認めます。
	それでは、各委員の担当区域を決めるため、暫時休憩します。
	(休憩)
	(再開)
議長	それでは、会議を再開します。
	各委員の担当する区域を会長職務代理者から発表させます。
上杉代理	それでは発表します。先に区域名、その区域の主担当、副担当の順で発表します。
	穂波区域、主担当細川委員、副担当宮本委員、鎌田委員
	柏丘区域、主担当坂本委員、副担当高城委員
	日出区域、主担当宮本委員、副担当細川委員、高城委員
	大谷区域、主担当井幡委員、副担当細川委員、坂本委員
	実郷区域、主担当長谷川委員、副担当井幡委員
	緑丘区域、主担当井幡委員、副担当長谷川委員
	協成区域、主担当稻邊委員、副担当上杉委員、中村委員
	開盛区域、主担当稻邊委員、副担当長谷川委員
	常盤・美園区域、主担当稻邊委員、副担当上杉委員、中村委員
	豊坂区域、主担当上杉委員、副担当稻邊委員
	清住区域、主担当上杉委員、副担当長谷川委員、坂本委員
	西富区域、主担当寺町委員、副担当坂本委員、鎌田委員
	北栄区域、主担当林委員、副担当寺町委員、石澤委員
	駒里区域、主担当林委員、副担当石澤委員
	弥生区域、主担当石澤委員、副担当武藤委員
	福野区域、主担当武藤委員、副担当中村委員、坂本委員
	高園区域、主担当石澤委員、副担当林委員、高城委員
	中央区域、主担当寺町委員、副担当細川委員、鎌田委員
	以上であります。
議長	ただいま、会長職務代理者からの発表のとおり各委員の担当区域を定めたいのですが、ご異議ありませんか。
	——異議なしの声——
議長	異議なしと認めます。

議 長

以上で本日の議件を全部終了いたしました。

左記会議の顛末を記録し議事録とする。

平成29年7月20日

訓子府町農業委員会

会長 坂本 稔

議 長

署名委員 3番

署名委員 4番